

○日上市水道事業給水条例

昭和36年4月1日

条例第9号

改正 昭和37年3月30日条例第14号

昭和38年6月26日条例第37号

昭和39年3月30日条例第33号

昭和39年6月29日条例第43号

昭和39年12月23日条例第62号

昭和41年6月30日条例第25号

昭和41年9月20日条例第47号

昭和41年12月23日条例第60号

昭和42年3月30日条例第11号

昭和43年6月20日条例第25号

昭和45年6月23日条例第33号

昭和47年2月22日条例第1号

昭和50年9月5日条例第29号

昭和53年2月21日条例第1号

昭和56年8月31日条例第25号

昭和61年3月28日条例第19号

昭和63年2月12日条例第1号

昭和63年3月28日条例第24号

平成元年3月29日条例第28号

平成2年3月29日条例第2号

平成8年1月31日条例第2号

平成9年3月28日条例第34号

平成9年9月24日条例第47号

平成15年3月27日条例第17号

平成16年9月28日条例第26号

平成16年9月28日条例第84号

平成25年12月25日条例第47号

平成26年3月31日条例第1号

平成26年3月31日条例第14号

令和元年9月26日条例第16号

令和元年9月26日条例第19号

注 平成2年3月から改正経過を注記した。

## 目次

第1章 総則(第1条—第8条)

第2章 給水装置の工事及び費用(第9条—第19条)

第3章 給水(第20条—第24条)

第4章 料金、加入金及び手数料(第25条—第33条)

第4章の2 貯水槽水道(第33条の2・第33条の3)

第5章 取締り(第34条—第37条)

第6章 補則(第38条)

## 附則

第1章 総則

(条例の目的)

第1条 この条例は、本市水道事業の給水についての料金及び給水装置工事の費用負担その他の供給条件並びに給水の適正を保持するために必要な事項を定めることを目的とする。

(給水装置の定義)

第2条 この条例で「給水装置」とは、配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

(給水装置の種類)

第3条 給水装置の種類は、次の4種とする。

- (1) 専用給水装置(以下「専用栓」という。) 1戸又は1箇所の専用に供するもの
- (2) 特別給水装置(以下「特別計量栓」という。) 1戸又は1箇所の専用に供するもののうち特別な用途又は臨時に給水するもの
- (3) 湯屋給水装置(以下「湯屋栓」という。) 湯屋営業の用に供するもの
- (4) 私設消火栓 消火の用に供するもの

(給水の方法)

第4条 給水は、すべて計量法によるものとする。ただし、消火栓は、この限りでない。

(代理人の選定)

第5条 給水装置の所有者(以下「所有者」という。)が市内に居住しないとき、又は公営企

業管理者(以下「管理者」という。)が認めるときは、所有者は、この条例に定める一切の事項を処理させるため、市内に居住する代理人を定め、管理者に届け出なければならない。

2 管理者は、代理人を不相当と認めるときは、変更させることができる。

(平2条例2・一部改正)

(家族等の行為に対する責任)

第6条 給水装置の使用者(以下「使用者」という。)は、その家族、同居人、使用人その他の従業者等の行為についてもこの条例に定める責を負わなければならない。

(届出の義務)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用者はあらかじめ管理者に届け出てその承認を受けなければならない。

- (1) 給水装置の使用を開始し、又は中止するとき。
- (2) 給水装置を料率の異なる用途に変更使用をするとき。
- (3) 私設消火栓を演習のために使用するとき。

(平9条例47・一部改正)

第8条 次の各号のいずれかに該当するときは、使用者、所有者又は代理人は直ちに管理者に届け出なければならない。

- (1) 消火のため私設消火栓を使用したとき。
- (2) 給水装置の所有権に異動があったとき。
- (3) 使用者に変更があったとき。
- (4) 所有者、代理人の住所に変更があったとき。

(平9条例47・一部改正)

## 第2章 給水装置の工事及び費用

(工事の申込み)

第9条 給水装置の新設、増設、改造、撤去(以下「工事」という。)をしようとする者は、管理者が水道法(昭和32年法律第177号。以下「法」という。)第16条の2第1項の規定による指定をした者(以下「指定給水装置工事事業者」という。)に申し込まなければならない。

2 前項の申込みを受けた指定給水装置工事事業者は、別に管理者が定めた書類を作成し、直ちに管理者に申請しなければならない。

(平9条例47・令元条例16・一部改正)

(工事の施工)

第10条 工事の施工及び設計は、指定給水装置工事事業者が行う。

- 2 指定給水装置工事事業者は、前条第2項によって申請した書類及び工事設計について管理者の審査を受け、これに合格した後でなければ工事に着手してはならない。
- 3 指定給水装置工事事業者は、前項の審査に合格した設計に基づいて工事を行い、工事しゅん工後は直ちに管理者の検査を受けなければならない。

(平9条例47・一部改正)

(構造及び材質)

第11条 給水装置の構造及び材質の基準は、水道法施行令(昭和32年政令第336号)第6条に定めるところによる。

- 2 管理者は、給水装置の構造及び材質が前項に規定する基準に適合しないと認めるときは、給水の申請を拒むことができる。
- 3 管理者は、現に使用する給水装置の構造及び材質が第1項の基準に適合しなくなったと認めるときは、その基準に適合するまで給水を停止することができる。

(平9条例47・平16条例26・令元条例16・一部改正)

第12条 削除

(工事の費用負担)

第13条 工事の費用は、申込者の負担とする。

(給水装置の変更)

第14条 管理者は、配水管の移転その他特別の理由により給水装置に変更を加える必要があると認めるときは、直ちにこれを施工することができる。この際、所有者は、異議を申し出ることができない。なお、これに要する費用は、原因者の負担とする。

第15条 削除

(平9条例47)

第16条 削除

(給水装置の管理及び報告義務)

第17条 使用者又は所有者は、水が汚染し、又は漏水しないよう給水装置を管理しなければならない。

- 2 使用者又は所有者は、水質及び給水装置に異状があると認めるときは、直ちに管理者に報告しなければならない。
- 3 使用者又は所有者は、給水装置の修理を必要とするときは、直ちに指定給水装置工事事業者に修理の申込みをしなければならない。
- 4 管理者は、管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し、修理その他適当な措

置をさせ、又は自らこれを行うことができる。

- 5 前2項の規定による修理、検査及び措置に要した費用は、使用者又は所有者の負担とする。この場合において、管理者が必要と認めた漏水に係る修理に要した費用は、市の負担とする。
- 6 第1項から第3項までの管理義務を怠ったために生じた損害は、使用者又は所有者の負担とする。

(平9条例47・一部改正)

第18条 使用者又は所有者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 給水装置を他の器物又は施設と連絡して使用することにより水を汚染させないようにすること。
- (2) 水道メーター(以下「メーター」という。)の検針、検査又は修繕の障害となる建築物、工作物又は物件をその設置場所に設置しないこと。

(第三者の異議についての責任)

第19条 管理者又は指定給水装置工事事業者が施工する工事について利害関係人その他の者から異議があるときは、当該工事申込者の責任において処理するものとする。

(平9条例47・一部改正)

### 第3章 給水

(給水の原則)

第20条 市は、非常災害、水道施設の損傷、公益上その他やむを得ない事情及び法令又はこの条例の規定による場合のほか、給水を制限し、又は停止することはない。

- 2 給水を制限し、又は停止しようとするときは、その日時及び区域を定めて、その都度これを予告する。ただし、緊急やむを得ないときはこの限りでない。
- 3 給水の制限、停止又は断水による損害については、市は、その責を負わない。

(私設消火栓の使用)

第21条 私設消火栓は、消火又は演習の場合を除くほか使用してはならない。

- 2 私設消火栓を演習のため使用するときは、管理者の指定する職員の立会を要する。

(平9条例47・一部改正)

(メーターの設置及び保管)

第22条 給水量は、市のメーターをもって計量する。

- 2 メーターは、市が設置して貸与し、所有者又は使用者に管理させる。

第23条 メーターの貸与を受けた者は、その保管について、責任を負わなければならない。

2 保管者が管理義務を怠ったためにメーターを亡失し、又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。

(平9条例47・一部改正)

(濫用及び販売の禁止)

第24条 水道水を濫用し、又は管理者の許可を受けずにこれを販売してはならない。

#### 第4章 料金、加入金及び手数料

(料金の徴収)

第25条 水道料金(以下「料金」という。)は、水道の利用者から徴収する。

(料金)

第26条 料金は、1月につき、別表第1により算定した基本料金と従量料金との合計額に100分の110を乗じて得た額とする。この場合において、その額に1円未満の端数が生じたときは、その端数金額を切り捨てる。

(平9条例34・平26条例14・令元条例19・一部改正)

(加入金)

第27条 給水装置の新設又は改造(給水管の口径を増す場合に限る。以下本条において同じ。)をする者から別表第2に定める水道加入金(以下「加入金」という。)を徴収する。ただし、改造する場合の加入金の額は、新口径に應ずる加入金の額と旧口径に應ずる加入金の額の差額とする。

2 前項の加入金は、工事申込みの際徴収する。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、工事申込み後徴収することができる。

(基準日)

第28条 管理者は、あらかじめ料金算定の基準の日として、毎月の基準日を水道利用者ごとに定める。

2 管理者は、必要があると認めるときは、前項の基準日を変更することができる。

(料金の算定)

第28条の2 料金は、隔月の基準日に使用水量を計量し、その使用水量により基準日の属する月分及びその前月分の料金をまとめて算定する。この場合において使用水量は、各月均等とみなす。

(使用水量の認定)

第29条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用水量を認定する。

(1) メーターに異状があるとき。

(2) 料率の異なる2種以上の用途に使用したとき。

(3) その他管理者が必要と認めるとき。

(平9条例47・一部改正)

第30条 月の中途に使用を開始し、又は中止した場合の基本料金は、その給水期間が14日以下のときは半額、15日以上ときは、全額とする。

2 月の中途においてその用途に変更があった場合は、その使用日数の多い料率を適用する。

3 給水装置を開栓中のものについては、使用水量の有無にかかわらず料金を徴収する。

(料金の徴収方法)

第31条 料金は、口座振替又は納入通知書の方法により隔月に徴収する。ただし、管理者が必要と認めるときは、集金の方法によることができる。

(手数料)

第32条 手数料は、別表第3に定めるとおりとし指定給水装置工事事業者又は申込者から申込みの際これを徴収する。

(平9条例47・一部改正)

(減免)

第33条 管理者は、公益上その他特別の理由があると認めたときは、料金、加入金、手数料その他の費用を軽減又は免除することがある。

#### 第4章の2 貯水槽水道

(平15条例17・追加)

(管理者の責務)

第33条の2 管理者は、貯水槽水道(法第14条第2項第5号に定める貯水槽水道をいう。以下同じ。)の管理に関し必要があると認めるときは、貯水槽水道の設置者に対し、指導、助言及び勧告を行うことができるものとする。

2 管理者は、貯水槽水道の利用者に対し、貯水槽水道の管理等に関する情報の提供を行うものとする。

(平15条例17・追加)

(設置者の責務)

第33条の3 貯水槽水道のうち簡易専用水道(法第3条第7項に定める簡易専用水道をいう。以下同じ。)の設置者は、法第34条の2の定めるところにより、その水道を管理し、及び

その管理の状況に関する検査を受けなければならない。

2 貯水槽水道のうち小簡易専用水道(日立市安全な飲料水の確保に関する条例(平成26年条

例第1号)第2条第3号に定める小簡易専用水道をいう。次項において同じ。)の設置者は、同条例第20条の定めるところにより、その水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を受けなければならない。

- 3 前2項に定める簡易専用水道及び小簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者は、別に定めるところにより、当該貯水槽水道を管理し、及びその管理の状況に関する検査を行うよう努めなければならない。

(平15条例17・追加、平16条例26・平26条例1・一部改正)

#### 第5章 取締り

(平15条例17・改称)

(停水処分及び過料)

第34条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は2,000円以下の過料を科し、その理由が継続する間、給水を停止し、損害があったときは、これを賠償させることができる。

- (1) 料金、加入金又は手数料の徴収を免れようとして詐欺その他の不正の行為をしたとき。
- (2) 正当な理由なくして係員の職務執行を拒み、又はこれを妨害したとき。
- (3) 正規な手続を経ないで、工事を行い給水装置を使用したとき。
- (4) 給水栓を汚染のおそれある器物又は施設と連絡して使用する場合等において、警告を発しても、なおこれを改めないとき。

(平9条例47・一部改正)

(停水処分及び罰則)

第35条 管理者は、この条例により納付すべき料金、加入金及び手数料を期限内に納入しないときは、完納するまで給水を停止することができる。

- 2 その他この条例及び他に定める規程に違背したとき。

(平9条例47・一部改正)

第36条 市長は、水道使用者が詐欺その他不正の行為により料金、加入金又は手数料の徴収を免れたときは、その免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料を科することができる。

(給水管の切断)

第37条 管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合で、必要があると認めたときは、給水装置を切り離すことができる。

- (1) 給水停止処分中の止水栓を開放したとき。

- (2) 給水装置所有者が60日以上所在不明で、かつ、使用者がないとき。
- (3) 給水装置が使用中止の状態にあつて、将来使用の見込がないと認めるとき。

(平9条例47・一部改正)

## 第6章 補則

(施行上の必要事項)

第38条 この条例の施行について必要な事項は、管理者が定める。

### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和36年4月1日から施行する。

(旧条例の廃止)

- 2 日立市水道使用条例(昭和24年条例第123号)は、廃止する。

(経過規定)

- 3 この条例施行の際、現に給水に関し従前の規定によりなされた申請、届出その他の手続及び承認その他処分については、この条例の各相当規定によりなされた手続又は処分とみなす。

- 4 旧条例に定める家事栓の使用料は、メーター取付を完了する間旧条例による料金を徴収する。

- 5 この条例第10条に定める工事の申込については、昭和36年6月30日までのあいだ、なお従前の例による。

(十王町の編入に伴う特例)

- 6 十王町の編入の日前に十王町給水条例(昭和56年十王町条例第20号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

(平16条例84・追加)

- 7 旧十王町の給水区域における料金については、平成17年4月の基準日の属する月分以後の料金からこの条例を適用し、同月分前の料金については、十王町給水条例の例による。

(平16条例84・追加)

- 8 旧十王町の給水区域における給水装置の工事に係る加入金及び手数料の額については、平成17年3月31日以前に申込みがなされたものに限り、十王町給水条例の例による。

(平16条例84・追加)

附 則(昭和37年条例第14号)

この条例は、昭和37年4月1日から施行する。

附 則(昭和38年条例第37号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和38年7月1日から施行する。

附 則(昭和39年条例第33号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和39年条例第43号)

この条例は、昭和39年7月1日から施行する。

附 則(昭和39年条例第62号)

この条例は、昭和40年4月分料金及びこれにかかる給水量の計算から施行する。

附 則(昭和41年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和41年6月1日から適用する。

附 則(昭和41年条例第47号)

この条例は、昭和41年10月1日から施行する。

附 則(昭和41年条例第60号)

この条例は、昭和42年1月1日から施行する。

附 則(昭和42年条例第11号)

この条例は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則(昭和43年条例第25号)

この条例は、昭和43年7月1日から施行する。

附 則(昭和45年条例第33号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、昭和45年7月1日から施行する。

附 則(昭和47年条例第1号)

- 1 この条例は、昭和47年4月1日から施行する。ただし、第26条に関する改正規定は、昭和47年4月分の料金及びこれに係る給水量の計算から適用する。
- 2 この条例の第27条に規定する加入金については、昭和47年5月1日から適用する。

附 則(昭和50年条例第29号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の別表第1の規定は、昭和50年11月分の料金から適用し、同月前の料金について

は、なお従前の例による。

- 3 改正後の別表第2の規定は、昭和50年11月1日以後の給水装置の新設又は改造の工事申込みから適用し、同日前の申込みについては、なお従前の例による。

附 則(昭和53年条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の別表第1の規定は、昭和53年4月分の料金から適用し、同月前の料金については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表第2の規定は、昭和53年4月1日以後の給水装置の新設又は改造の工事申込みから適用し、同日前の申込みについては、なお従前の例による。

附 則(昭和56年条例第25号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の日上市水道事業給水条例別表第1の規定は、昭和56年10月分の料金から適用し、同日前の料金については、なお従前の例による。

附 則(昭和61年条例第19号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和63年条例第1号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の日上市水道事業給水条例別表第1の規定は、昭和63年4月分以後の料金について適用し、同月前の料金については、なお従前の例による。

附 則(昭和63年条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成元年条例第28号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成元年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して水道水を供給し、かつ、施行日から平成元年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利の確定される料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日が平成元年4月30日後である水道水の供給にあつては、当該確定された料金のうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成元年4月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額をいう。)については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則(平成2年条例第2号)抄

(施行期日)

第1条 この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則(平成8年条例第2号)

(施行期日)

1 この条例は、平成8年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後の日立市水道事業給水条例別表第1の規定は、平成8年4月分以後の料金について適用し、同月分前の料金については、なお従前の例による。

附 則(平成9年条例第34号)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前から継続して水道水を供給し、かつ、施行日から平成9年4月30日までの間に料金の支払を受ける権利が確定される料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日が平成9年4月30日後である水道水の供給にあつては、当該確定された料金のうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定される料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定される日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成9年4月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額をいう。)については、なお従前の例による。

- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

附 則(平成9年条例第47号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成9年10月1日から施行する。ただし、第9条、第10条、第17条第3項、第19条、第32条及び別表第3の改正規定は、平成10年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の日立市水道事業給水条例第11条第1項の規定は、平成9年10月1日以後の給水装置の新設、増設又は改造の工事申込みから適用し、同日前の申込みについては、なお従前の例による。

附 則(平成15年条例第17号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第26号)

この条例は、平成16年10月1日から施行する。

附 則(平成16年条例第84号)

この条例は、平成16年11月1日から施行する。

附 則(平成25年条例第47号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の別表第1の規定は、平成26年4月分以後の料金について適用し、同月分前の料金については、なお従前の例による。

附 則(平成26年条例第1号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年条例第14号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(日立市簡易水道事業の設置等に関する条例及び日立市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)

- 8 施行日前から継続して水道水を供給し、かつ、施行日から平成26年4月30日までの間に

料金の支払を受ける権利が確定する料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が平成26年4月30日後である水道水の供給にあつては、当該確定した料金のうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から平成26年4月30日までの期間の月数を乗じて計算した金額をいう。)については、なお従前の例による。

- 9 前項の月数は、暦にしたがって計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

附 則(令和元年条例第16号)

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

附 則(令和元年条例第19号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(日立市水道事業給水条例の一部改正に伴う経過措置)

- 7 施行日前から継続して水道水を供給し、かつ、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定する料金(施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日が令和元年10月31日後である水道水の供給にあつては、当該確定した料金のうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する料金を前回確定日(その直前の料金の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下同じ。)から施行日以後初めて料金の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から令和元年10月31日までの期間の月数を乗じて計算した金額をいう。)については、なお従前の例による。
- 8 前項の月数は、暦にしたがって計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

別表第1

(平8条例2・平25条例47・一部改正)

種類	料金 (1月につき)					
	基本料金		従量料金			
	口径	料金				
専用栓	13ミリメートル	790円	1立方メート	21立方メ	31立方メ	101立方メート
	20ミリメートル	1,210円	ルから10立	ートルか	ートルか	ル以上は1立方

	25ミリメートル	1,570円	方メートル までは1立方 メートルに つき 23円 11立方メー トルから20 立方メー トルまでは1立 方メートル につき 126円	ら30立方 メートル までは1立 方メート ルにつき 144円	ら100立方 メートル までは1立 方メート ルにつき 180円	メートルにつ き 219円
	30ミリメートル	1,820円	1立方メート			
	40ミリメートル	3,000円	ルから20立			
	50ミリメートル	4,500円	方メートル			
	75ミリメートル	10,000円	までは1立方			
	100ミリメート ル	17,500円	メートルに つき 126			
	150ミリメート ル	39,000円	円			
	200ミリメート ル	69,000円				
特別計量 栓	13ミリメートル	500円	1立方メートルにつき		341円	
	20ミリメートル	900円				
	25ミリメートル	1,270円				
	30ミリメートル	1,820円				
	40ミリメートル	3,000円				
	50ミリメートル	4,500円				
	75ミリメートル	10,000円				
	100ミリメート ル	17,500円				

	150ミリメートル	39,000円	
	200ミリメートル	69,000円	
湯屋栓	13ミリメートル	500円	1立方メートルにつき 104円
	20ミリメートル	900円	
	25ミリメートル	1,270円	
	30ミリメートル	1,820円	
	40ミリメートル	3,000円	
	50ミリメートル	4,500円	
	75ミリメートル	10,000円	
	100ミリメートル	17,500円	
	150ミリメートル	39,000円	
	200ミリメートル	69,000円	

別表第2

(平9条例34・平26条例14・令元条例19・一部改正)

給水管の口径	加入金の額	給水管の口径	加入金の額
13ミリメートル	29,700円	50ミリメートル	484,000円
20ミリメートル	66,000円	75ミリメートル	1,100,000円
25ミリメートル	110,000円	100ミリメートル	1,958,000円
30ミリメートル	176,000円	150ミリメートル	4,400,000円
40ミリメートル	313,500円	200ミリメートル	7,810,000円

別表第3

(平9条例47・令元条例16・一部改正)

種類	区分	金額
給水工事申請手数料	10,000円未満 1件につき	300円
	10,000円以上 30,000円未満 1件につき	600円

	30,000円以上 50,000円未満 1件につき	1,200円
	50,000円以上 100,000円未満 1件につき	2,200円
	100,000円以上 150,000円未満 1件につき	3,700円
	150,000円以上 200,000円未満 1件につき	5,200円
	200,000円以上については工事費の3%以内で管理者が別に定める。	
道路占用申請手数料	国道、県道の占用を要するもの 1件につき	2,000円
既設管検査申請手数料	水栓1栓につき	200円
指定給水装置工事事業者指定申請手数料	1件につき	10,000円
指定給水装置工事事業者指定更新申請手数料	1件につき	10,000円